

みんなで
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏圏域のイベント情報をお届けします♪

三沢市

三沢アメリカンデー

「日米交流!」をテーマに今年で26回目の開催となります。

ハーレーなどのパレードや珍しい食べ物盛りだくさんのアメリカ食べ物広場などさまざまな広場があり、国際色豊かな三沢市の魅力を一堂に楽しめるイベントです。

▶とき 6月1日(日) 午前9時45分～

▶ところ 三沢基地正面ゲート～三沢市総合体育館



問三沢国際クラブ ☎⑤1600

野辺地町

観桜会

歌謡ショー、ダンスなどが行われます。

▶とき 5月4日(日)

▶ところ 愛宕公園特設ステージ

問野辺地町観光協会 ☎0175④9555

七戸町

天王つつじまつり

樹齢300年以上といわれる大木を含め、約500本の山つつじが咲き乱れます。夜間はライトアップされ、幻想的な空間を作り出します。

▶とき 5月11日(日)～25日(日)

▶ところ 天王つつじ園

問七戸町商工観光課 ☎②2137

第3回ピザカーニバルinしちのへ

地元食材を使ったオリジナルピザを町内会などの団体が、ドラム缶の特製ピザ窯で焼き、ピザの人気投票を行うイベントです。

▶とき 5月18日(日)

▶ところ 七戸町イベント広場

問七戸町商工会 ☎②2521

横浜町

2014菜の花フェスティバル inよこはま

町内の菜の花が見頃となる5月第3日曜日に、メインのマラソン大会をはじめ、菜の花大迷路、特設ステージでのショーなど多彩なイベントが行われます。

▶とき 5月17日(土)・18日(日)

▶ところ 横浜町大豆田地区特設会場

問横浜町産業振興課

☎0175⑧2111 (内線351)



あなたの街の法律相談



～第13回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「成年後見制度」についてです。

問まちづくり支援課 ☎⑤6777

Q 私の母は認知症の症状があり、日常生活もできていない状況です。母の財産管理を適切に行うための方法がありますか。

A 判断能力が精神上の障害により不十分な場合に、本人を保護するため、成年後見制度があります。制度には、法定後見制度と任意後見制度がありますが、後者は、本人が健康な時期にあらかじめ契約によって後見人を定めておくものです。

お母さんの場合、既に認知症の症状があるので、前者を利用するのが適切でしょう。なお、法定後見制度には、本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型があります。

Q 「後見」、「保佐」、「補助」の違いや、これらを利用することでできることを教えてください。また、私の母の場合、どれに該当するのでしょうか。

A 本人が一人で日常的な買い物程度もできない場合が「後見」、本人が日常的な買い物はできるが、不動産の売却など重要な行為は一人できない場合が「保佐」、本人が一人で重要な財産行為を適切に行えるか不安がある場合が「補助」です。

「後見」の場合、後見人にはさまざまな契約を結ぶ代理権や、日常生活に関する行為以外の本人の行為についての取消権が認められます。「保佐」では、保佐人に重要な行為について、本人がしようとすることに同意して確定的に有効なものとする同意権や、取消権が認められます。「補助」では、補助人に本人の望む一定の事項について同意権、取消権が認められます。

お母さんの場合、日常生活もできない状況ですので、「後見」が相当だと思われます。

Q 申し立てをしようと思うのですが、私にもできるのでしょうか。

A 申し立てができるのは、本人・配偶者・4親等以内の親族などですので、申し立てをすることができます。お母さんの住所地を管轄する家庭裁判所に、後見開始の審判を申し立ててください。なお、どの類型に該当するかは、主治医の診断書などに基づき、裁判所が判断します。

(文責：弁護士 塩澤 将宏)

弁護士法人青空と大地 ☎②15162